



国 監 告 第 5 号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に
基づく監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 6 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 高 柳 貴美代

住民監査請求に基づく監査結果

国立市監査委員

第1 請求人

(略)

第2 請求の内容

請求人は、要旨次のとおり主張し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査委員に対し、国立市の財務会計行為に係る監査を実施し、違法又は不当な公金支出が認められる場合には、市長等に対し是正措置を講ずべきことを勧告するよう求めている。

1 請求の要旨

国立市が管理する公園内において、子どもが顔面に受傷する事案が発生した。

事故発生当初、国立市(以下「市」という。)は管理上の瑕疵はないとの判断を示したが、その後瑕疵を認め、賠償提示を行うに至った。

その後の対応において、市は外部弁護士を代理人として起用した。請求人は事故対応に伴う時間的負担、受傷者の精神的影響その他の事情を総合的に考慮し、10万円の和解提案を行った。しかし、市側代理人は上記の提案を受け入れず、協議が長期化している。

比較的限定的な事案において、外部弁護士への委託を継続することは、公金支出としての必要性および合理性に疑義がある。

1. 市の組織内に法務機能を有する職員がいるにもかかわらず、外部弁護士への委託を継続する必要性が明らかではない。
2. 比較的低額の和解提案による解決可能性があったにもかかわらず、長期間にわたり外部委託が継続されている。
3. 結果として、市民負担及び行政コストが増大している可能性がある。

よって、監査委員に対し、以下の措置を求める。

2 求める措置

- ①本件に関する外部弁護士委託費用の支出及び契約内容についての調査
- ②当該支出の必要性・合理性・妥当性に関する監査
- ③違法または不当な支出が認められる場合の是正措置

第3 請求の受理

本件請求は令和8年5月13日に提起され、地方自治法第242条第2項に規定する期間内に行われたものである。同条第1項に規定する形式的要件を備えているものと認められたため、監査委員協議の上、令和8年6月2日付けてこれを受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和8年5月13日から令和8年7月2日

2 監査の対象部局

市長部局（行政管理部、生活環境部）

3 監査対象事項

請求人が指摘する国立市の外部弁護士への委託費用の支出に関する事実関係及びその違法性又は不当性

4 関係書類の調査及び事実確認

監査委員は、地方自治法第242条の規定による本件監査請求について、同法第199条第8項の規定により、関係部局から以下の書類を徴取し、これらの書類により事実関係を確認した。

徴取した関係書類

- (1) 賠償責任保険の契約関係書類
- (2) 本件事案に関する起案・決裁文書
- (3) 保険会社との連絡・報告に関する書類
- (4) 保険会社と弁護士との間の委任関係を示す書類
- (5) 本件に関する支出関係書類
- (6) その他、本件に関する関係書類

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年6月2日に、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を付与する旨を通知したところ、請求人からは既に提出した請求書及び添付資料の通りであるとの理由から、これを希望しない旨の回答があった。

6 関係職員の陳述聴取

上記 2 の関係書類の調査及び事実確認により、本件請求に係る事実関係が確認できたため、関係職員の陳述聴取は実施しなかった。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 国立市の賠償責任保険への加入

国立市は、市の事務遂行に伴う各種の損害賠償責任に備え、「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しており、本件事案が発生した令和7年度においても契約を継続している。

同契約に基づく保険料は、毎年度、国立市の一般会計予算において計上され、適正な財務手続を経て支出されている。

なお本保険は損害保険会社4社による共同引き受けであり、その幹事保険会社は〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下、保険会社）となっている。

(2) 示談交渉の取り扱い

上記保険契約では、被保険者である国立市が紛争・訴訟の当事者となった場合に、保険会社が弁護士を選任し、被保険者の交渉代理人として活動させる、示談援助を実施している（賠償責任保険普通保険約款第2条（1）④）。

当該サービスにおいては、弁護士に対する報酬・費用は、保険会社が約款に基づき自己の費用として支払うものとされ、被保険者である市は、これらの費用を負担しない。

(3) 本件事案における弁護士との関与の経緯

令和7年10月4日、市が管理する公園内の樹木の下枝による受傷事案が発生した。本件について、敷地内のグラウンド外周部の樹木管理に不足があったことから発生した怪我であるとして、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」にて損害賠償に応じられないか、同年11月6日に保険会社へ照会した。同年11月7日、保険会社より保険適用の範疇である旨の回答が得られ、所定の手続きを行うこととした。

同年12月1日、所管課より保険会社に対し、所定の様式により事故報告を行った。同年12月3日保険会社より、正式に事故として登録された旨の連絡を受けた。保険会社の求めに基づき、必要書類を提出したところ、同年12月26日に、保険会社より損害賠償額の試算結果がメールにて提示された。

その後も請求人との間で協議を行ったものの、合意に至らなかったため、保険会社の提案を受けて令和8年2月19日、保険会社に対し所定の様式により委任状を提出した。

同年2月26日、保険会社は保険約款に基づき、弁護士〇〇〇〇〇を交渉代理人として選任した。

以後、弁護士〇〇〇〇〇は、保険会社との委任契約に基づき、国立市の交渉代理人として請求人との交渉等の業務を遂行している。

(4) 弁護士費用の負担関係

本件における弁護士〇〇〇〇〇に対する報酬・費用は、保険約款に基づき、保険会社が全額負担している。

国立市から弁護士〇〇〇〇〇に対して、委託料・報酬・実費等の名目を問わず、金銭を支出した事実は、関係書類の調査によっても認められない。また、国立市が弁護士〇〇〇〇〇との間で委任契約を締結した事実も認められない。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の対象範囲

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求の対象を、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による

- ① 違法若しくは不当な公金の支出
- ② 違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分
- ③ 違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行
- ④ 違法若しくは不当な債務その他の義務の負担
- ⑤ 違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実
- ⑥ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実

に限定して規定している。

また、最高裁判所の判例においても、住民監査請求及び住民訴訟の対象は、地方公共団体の財務会計上の行為又は怠る事実に限られることが明らかにされている（最高裁判所平成2年4月12日第一小法廷判決）。

(2) 本件請求の対象性

請求人は、国立市が外部弁護士に対して委託費用を支出したと認識し、その支出が違法又は不当であると主張するものである。

しかしながら、上記1に認定したとおり、本件において弁護士に対する報酬・費用は、国立市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」において、保険会社が約款に基づき自己の費用として負担したものである。

国立市から弁護士に対して報酬・費用等を支出した事実は認められず、また、国立市と弁護士との間に委任契約等の契約関係も存在しない。

したがって、請求人が違法又は不当として指摘する「国立市から外部弁護士に対する委託費用の支出」は、そもそも財務会計上の行為として存在せず、地方自治法第 242 条第 1 項所定の住民監査請求の対象たり得ない。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為を対象としていないものであり、住民監査請求の要件を欠く不適法なものであるため、本件請求を却下する。

第6 付言

本件請求は、上記のとおり、住民監査請求制度の対象範囲に照らし、これを却下せざるを得ない結論となった。しかしながら、請求人から示された、市政の透明性、紛争対応のあり方、市民への説明責任といった問題意識は、住民監査請求制度の対象とは別個に、市政運営上、十分に重く受け止めるべきものである。

特に、以下の点については、執行機関において真摯に検討されることを期待する。

- 1 全国市長会市民総合賠償補償保険の仕組みについて、市民に十分に理解されていると
は言い難い面があり、より分かりやすい情報提供のあり方を検討されたい。
- 2 紛争事案の対応経過について、市民への説明・情報提供のあり方を検討されたい。
- 3 市民との対応に関しては、信頼関係の基盤となる重要な事項であり、所管部署において
適切な対応がとられることを期待する。

なお、全国市長会市民総合賠償補償保険への加入及び保険料の支出については、市の
予算編成過程において議会の議決を経て適正に執行されているものであり、これらの財務
会計行為自体に関する適否は、本件請求の対象ではないため、本監査結果における判断の
対象とはしていない。

本件請求が、国立市政の透明性向上と、市民との対話の契機となることを期待し、付言と
する。

以上

令和8年7月2日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 高柳 貴美代